

第41回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和3年11月25日(木) 本会議終了後～
場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

次 第

議題

- 1 感染警戒レベルの基準の改正について
- 2 長野県新型コロナウイルス感染症対応方針の変更について
- 3 ワクチン接種の進捗等を踏まえた経済活動活性化取組方針について
- 4 今夏の感染拡大を踏まえた保健・医療提供体制の整備について
- 5 その他

感染警戒レベルの基準の改正について（概要）

R3.11.25

危機管理部新型コロナウイルス感染症対策室

本県における第5波では、ワクチン接種の進行や治療法の普及等により、第4波以前と比較して新規陽性者と入院者等の相関に変化がみられた。

また、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会では「新規陽性者数の中でも軽症者の割合が多くなり～」と評価され、同時に示された「新たなレベル分類」は医療逼迫の状況により重点を置いたものとされている。

これらのことから踏まえ、全県の感染警戒レベルの基準に「医療提供体制への負荷の状態」を要件として組み込むとともに、圈域及び全県の感染警戒レベルの基準の人数要件を一定程度緩和する。加えて、その他所要の改正を行う。

1 全県の感染警戒レベルの基準の見直しについて

- (1) 要件に「医療提供体制への負荷の状態」を追加し、レベルを4に引き上げ「特別警報Ⅰ」を発出するときは「医療警報」を、レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出するときは「医療非常事態宣言」をそれぞれ発出する。
なお、これまで運用してきた「医療アラートの発出基準」は廃止する。
- (2) 全県的に統一的な対策を講じる必要性があるレベル3以上の運用とする。

2 人数要件の緩和等について

- (1) ワクチン接種の進行や治療法の普及等により、第4波以前と比較して新規陽性者に占める入院者及び中等症以上の患者の割合が減少するとともに入院日数も減少したため、人数要件について以下のとおり改正する。

«圈域の感染警戒レベルの人数要件、直近1週間人口10万人当たり新規陽性者数»

レベル	改正案	現行
2	4.0人(7人)	2.0人(4人)
3	10.0人(16人)	5.0人(8人)
4	20.0人(32人)	10.0人(16人)
5	30.0人(47人)	20.0人(32人)
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合)	

()…人口10万人以下圏域の実人数要件

«全県の感染警戒レベルの人数要件、直近1週間人口10万人当たり新規陽性者数»

レベル	改正案		現行	
	10万人あたり	実数（参考）	10万人あたり	実数（参考）
3	5.0人	103人	2.5人	52人
4	10.0人	205人	5.0人	103人
5	15.0人	308人	10.0人	205人
6	(緊急事態宣言)			

(2) 第5波においてデルタ株による感染の急激な拡大・縮小が生じたことや、人の移動が増加する時期に感染が拡大した過去の経験を踏まえ、以下のとおり改正する。

【圏域の感染警戒レベル】

- 新規陽性者数の基準に関わらず「感染速度」を考慮してレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 新規陽性者数の減少傾向が明らかであるときは、「直近1週間の新規陽性者数」の要件を満たさずともレベルの引下げを行うことができるものとする。この場合、全県の感染警戒レベルが3以下であるときには、「レベル引上げから14日間経過」の要件を満たさずともレベルの引下げを行うことができるものとする。

【全県の感染警戒レベル】

- 感染が拡大する可能性があり、人の移動を抑制する必要があると認められる場合や感染拡大の傾向が顕著である場合には、要件を満たしていない場合でも、レベルの引上げを行うことができるものとする。

3 飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請について

医療提供体制と社会経済活動との両立を考慮し、特に強い措置である飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を行う判断目安を以下のとおりとする。

- 圏域の感染警戒レベル5相当かつ医療提供体制へ負荷がかかっている状態（全県の感染警戒レベル4以上を目安とする）にあるかを考慮して行うものとする。
- ただし、飲食店等におけるクラスターの発生等、飲食店を起因として感染が拡大している状況下では、医療提供体制への負荷に関わらず行うものとする。
- なお、圏域の感染警戒レベル5への引上げについては、医療提供体制への負荷に関わらず行うものとする（要件2をレベル4までと同内容とする。）。

長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル（案）

令和3年11月
新型コロナウイルス感染症対策室

1 主旨

- 県は、「必要な医療を受けるべき人が受けられる体制（入院すべき人が入院でき、重症度に応じた治療が受けられる体制）」を維持することができるよう、県内の感染状況及び医療提供体制への負荷の状況等について県民と認識を共有するとともに、的確かつ迅速な対策を講じるために感染警戒レベルを運用する。
- 県は、下記の基準に基づき、新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会の意見を聴取しつつ、感染警戒レベルの判断を行う。

2 圏域の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 圏域（広域圏単位）ごとのレベルの引上げは、下表1における要件1及び要件2を満たす場合に行うことを原則とするが、要件2による感染拡大リスクの総合的な判断を重視して行う。
- 感染速度（下表2）が「激増」となるなど、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1の基準を満たしていない場合であっても次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- レベル4及びレベル5への引上げにあたっては、陽性者の発生が特定の市町村に集中している場合は、一部地域での対策強化及び市町村単位でのレベルの引上げを行うことができるものとする。
- 複数の圏域や全県の感染警戒レベルがレベル5となるなど、モニタリング指標の多くが継続的に悪化している場合、まん延防止等重点措置の公示を政府に要請するための検討を行う。
- 政府からまん延防止等重点措置の公示がされ、知事が特定の区域に指定した市町村又は指定した市町村が属する圏域についてはレベル6とする。

【表1：圏域の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 直近1週間の新規陽性者数	要件2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断※1
1	—	—
2	人口10万人当たり4.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者7人以上)	
3	人口10万人当たり10.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者16人以上)	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
4	人口10万人当たり20.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者32人以上)	
5	人口10万人当たり30.0人以上 (人口10万人以下の圏域においては陽性者47人以上)	
6	(まん延防止等重点措置が公示され、特定区域となった場合)	

※1 濃厚接触者が不特定の事例又は集団発生には、これに準ずると認められる事例を含めることができるものとする。

- (例) ・濃厚接触者は特定できたが、数十名に達するなど多数に及んでいる場合
 　・店舗・施設等での関係者のうち陽性者が5名以上いるものの、感染場所の特定ができていない場合 等

【表2：感染速度】

前週と比較した直近1週間の新規陽性者数の増減	指標
人口10万人当たり 20.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では32人以上の増加)	激増
人口10万人当たり 10.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では16人以上の増加)	急増
人口10万人当たり 4.0人以上の増加 (人口10万人以下の圏域では7人以上の増加)	増加
人口10万人当たり 4.0人未満の増減 (人口10万人以下の圏域では7人未満の増減)	ほぼ横ばい
人口10万人当たり 4.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では7人以上の減少)	減少
人口10万人当たり 10.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では16人以上の減少)	急減
人口10万人当たり 20.0人以上の減少 (人口10万人以下の圏域では32人以上の減少)	激減

3 全県の感染警戒レベルについて

【考え方】

- 医療提供体制への負荷がかかっているときや全県で警戒を行う必要があるときには全県の感染警戒レベルを運用する。
- 全県のレベルの引上げを行う場合は、下表3における要件1から要件4までを満たす場合に行うことを原則とする。
- ただし、感染が拡大する可能性があり、人の移動を抑制する必要があると認められるときは、要件1から要件4までの基準を満たしていない場合であっても、レベル3への引上げを行うことができるものとする。なお、レベル4以上については、感染拡大の傾向が顕著であるときは、要件1から要件4までの基準を満たしていない場合であっても、次のレベルへの引上げを行うことができるものとする。
- 国による本県を対象とした緊急事態宣言が発出された場合は、レベル6とする。

【表3：全県の感染警戒レベルの引上げ基準】

レベル	要件1 医療提供体制への負荷の状態	要件2 直近1週間の新規陽性者数	要件3 モニタリング指標(下表4の指標)の状況	要件4 全県で統一的な対策を行う必要性
3 (国レベル1相当)	＝	人口10万人当たり 5.0人以上		医療への負荷が今後高まっていく可能性があり、全県で統一的にレベル3相当の対策が必要であると認められる
4 (国レベル2相当)	確保病床使用率 25%以上 又は 重症病床使用率 20%以上	人口10万人当たり 10.0人以上	継続的に悪化	医療への負荷が高まっていくリスクが高く、全県で統一的にレベル4相当の対策が必要であると認められる
5 (国レベル3相当)	確保病床使用率 50%以上 又は 重症病床使用率 40%以上	人口10万人当たり 15.0人以上		適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っており※、全県で統一的にレベル5相当の対策が必要であると認められる
6 (国レベル3相当以上)		(緊急事態宣言)		

※新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された「医療需要の予測ツール」の値も参考とする。

【表4：常にモニタリングする指標】

モニタリング指標
<u>新規陽性者数の今週先週比</u>
P C R検査陽性率 (陽性判明数の移動平均(過去7日間) / (陽性判明数+陰性判明数)の移動平均(過去7日間))
入院者数／確保病床数の割合 (確保病床に入院している者の数を確保病床数で除して得た割合)
重症者数／重症者用確保病床数の割合 (重傷者用確保病床に入院している重症者の数を重傷者用確保病床数で除して得た割合)
入院率 (入院者数を療養者数で除して得た割合)
<u>人口10万人当たりの自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値</u>
<u>重症者数</u>
<u>中等症者数</u>
<u>直近1週間の感染経路不明者の割合</u>

4 感染警戒レベルの引下げについて

(1) 圏域の感染警戒レベル

- ①レベルを引上げた日から起算して14日間以上経過し、②直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、かつ③当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- ただし、新規陽性者数の減少傾向が明らかであると認められるときは、②を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。この場合において、全県の感染警戒レベルがレベル3以下であるときには、①を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、まん延防止等重点措置の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

(2) 全県の感染警戒レベル

- ①レベルを引上げた日から起算して14日間以上経過し、②医療提供体制への負荷の状態及び直近1週間の新規陽性者数が基準を下回っており、③その他のモニタリング指標についても概ね改善傾向にあり、かつ④当面感染が再拡大していくリスクが低いと認められる場合はレベルを引き下げるものとする。
- レベル4及び3への引下げは、レベルを引き上げた日から起算して14日間以上経過し、全県の引き上げたレベルと比較し、多くの圏域で新規陽性者数が圏域の基準において当該レベルを下回っており、全県で統一的な当該レベル相当の対策が必要でないと認められる場合には、②のうち新規陽性者数の基準を満たしていない場合であっても引下げを行うことができるものとする。
- レベル6については、緊急事態宣言の期間が終了した場合にレベルを引き下げるものとする。

5 感染警戒レベルに応じた状態や対応策の目安

レベル	アラート	状態	対応策
1	—	陽性者の発生が落ちている状態	「新しい生活様式」の定着の促進
2	注意報	感染が確認されており、注意が必要な状態	住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請
3	警報	感染拡大に警戒が必要な状態	ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進
4	特別警報Ⅰ ※1	感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討
5	特別警報Ⅱ ※2	感染が顕著に拡大している状態	人との接触機会の低減の要請等を検討 施設に対する営業時間の変更等の要請等を検討※3
圈域の感染警戒レベル 6	まん延防止等重点措置公示 (特措法に基づく)	特定の区域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	まん延防止等重点措置の実施を検討
全県の感染警戒レベル 6	緊急事態宣言 (特措法に基づく)	国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状態	緊急事態措置の実施を検討

※1 全県の感染警戒レベルを4に引き上げ「特別警報Ⅰ」を発出するときは、「医療警報」を発出するものとする。

※2 全県の感染警戒レベルを5に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出するときは、「医療非常事態宣言」を発出するものとする。

※3 施設に対する営業時間の変更等の要請に当たっては、圈域の感染状況に加え、医療提供体制への負荷について全県の感染警戒レベルを考慮して慎重に判断するものとする。

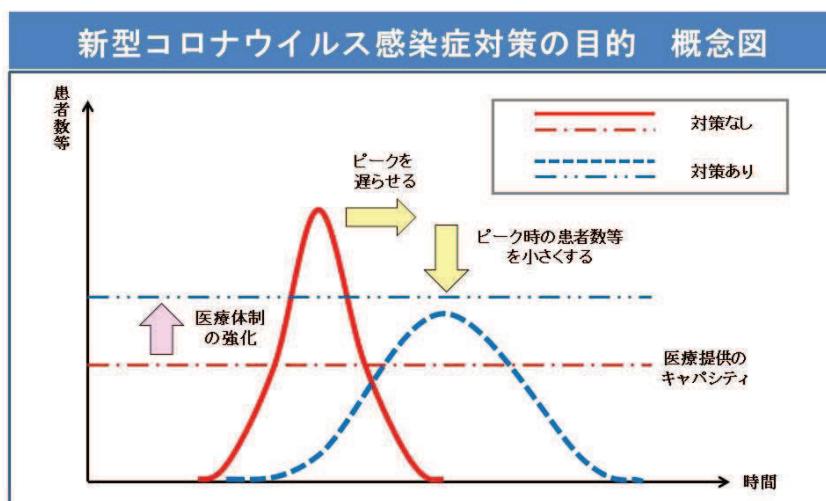
長野県新型コロナウイルス感染症対応方針（11月25日以降）（案） ～落ち着いた感染状況の維持と社会経済活動の活性化～

令和3年11月●日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

この対応方針は、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止することにより、もって県民の生命と健康を守るために、今後講じるべき対策を整理し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものであり、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号。以下「条例」という。）第4条に基づく基本的方針である。

また、本対応方針中、法の根拠規定を記載した取組以外は、条例に基づき実施するものである。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針（令和2年3月31日）」は本対応方針に統合することとする。



1 現状・基本認識等

(1) 現状

全国の新規陽性者数は、11月17日時点で今週先週比が0.87と減少が継続し、直近1週間の新規陽性者が人口10万人あたり約1人と、昨年の夏以降で最も低い水準が続いている。また、新規陽性者数の減少に伴い、療養者数、重症者数や死亡者数も減少が続いている。

本県においても、9月27日に全県の感染警戒レベル4を解除して以降、各圏域

における感染警戒レベルの引き下げが続き、10月20日には全圏域でレベル1（直近1週間の新規陽性者数が人口10万人当たり2.0人未満）となった。10月下旬に北信圏域で感染警戒レベルを上げたものの、11月8日以降全圏域でレベル1の状況が続いている。11月11日以降、新規陽性者0人が15日間継続し、感染状況は落ち着いている。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けたワクチン接種については、接種を希望するすべての方に対し、11月上旬の接種完了を目指すとした目標達成に向けて市町村と一丸となり「オール信州」で取り組んできた結果、12歳以上の対象人口に対する2回目接種率が11月21日現在、88.1%となり、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会で理想的とされた接種率の水準を大きく上回った。

（2）基本認識

本県においては、これまでで最も大きな波となった第5波においても、救える命が救えなくなる事態は何とか避けることができた。今後は、新規陽性者数の抑制に引き続き努めるとともに、次の波の到来に備える必要がある。

同時に感染状況に応じ、国の新たな経済対策や県独自の支援策により、長引くコロナ禍により影響を受ける県民・事業者を支援しながら、社会経済活動をさらに活性化させていく必要がある。

このため、県民の協力を得ながら、引き続き感染拡大を抑止するための取組を進め、ワクチン接種のさらなる促進と追加接種に向けた体制構築、緊急時の療養体制の整備などに取り組むとともに、飲食・宿泊等の事業者支援の充実など、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるための対策をパッケージで進めることが重要である。

併せて、マスクの着用などの基本的な感染防止対策を適切に講じることを改めて呼びかけ、自らと周囲の人の健康をご自身の行動で守っていただくとともに、誰もが感染する可能性があるという当事者意識の浸透と、陽性者等を温かく迎える地域づくりを推進する必要がある。

ワクチン接種については、今後も接種を希望する方もいることから、引き続き接種の機会を確保していくとともに、新たな変異株や第6波に備えるため、接種されていない方への呼び掛けを行う。

また、ワクチンを接種した方について、感染予防効果及び重症化予防効果が経時に低下するとの報告があることから、追加接種（3回目接種）について、特に医療従事者や高齢者等の重症化リスクの高い方については、できるだけ速やかな接種に努める。

市町村及び県は、追加接種に加え、今後予定されている5歳以上11歳以下の小児への接種も見据えた接種体制の構築に取り組むものとする。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の主体的な行動を基本に対策を講じていく。

以上の認識の下、以下の4点を重点として、対策を進めることとする。

- 1 次の波を抑止するための的確な対策を実施すること
 - (1) 感染状況に応じた迅速な対策の実施
 - (2) 感染防止対策の徹底
 - (3) ワクチン接種のさらなる促進と追加接種に向けた体制構築
- 2 最悪の事態にも備えた医療・検査体制を確保すること
- 3 県民の皆様の暮らしを支え、感染状況に応じた産業の復興策を講じること
- 4 詐謗中傷等を抑止し県民の絆を守ること

2 次の波を抑止するための的確な対策を実施するための取組《重点1》

(1) 感染状況に応じた迅速な対策の実施

① 「感染警戒レベル」による状況把握と迅速な対策の実施

感染状況の変化や医療提供体制に対する負荷の状況に的確かつ迅速に対応できるよう改善を重ねた県独自の6段階の感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクや全県の医療提供体制に対する負荷の状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数、入院者数／確保病床数の割合、入院率、重症者数／確保病床数の割合等を常時モニタリングし、正確な情報発信を行う。

感染が増加した圏域における対策は「早く、狭く、強く、短く」の考え方を基本とし、医療提供体制に対する負荷の状況を勘案しつつ必要に応じて、人との接触機会の削減、地域・業種を限定した営業時間短縮などの要請や公共施設の原則休止等の措置を行うほか、積極的な検査の実施、保健所体制の強化など、感染症対策を強化する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

② 変異株の監視体制の強化

新型コロナウイルスのゲノム解析について、感染拡大時においても十分な検査を行い、医療機関と連携した解析を継続するとともに、県においても解析できる体制を整備する。

〔健康福祉部〕

(2) 感染防止対策の徹底

① 「新しい生活様式」の改めての徹底

新型コロナウイルス感染症が、飛沫や接触によりウイルスが目・鼻・口から入

って感染することを踏まえ、県民の皆様が感染を防止するための行動を自ら考え、実践できるよう、「信州版『新たな日常のすゝめ』」、「新型コロナウイルス感染症対策長野県民手帳」冊子版とウェブ版、「感染リスク 10 分の 1 県民運動」について周知を図り、「新しい生活様式」に沿った行動の定着を推進するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推進する。

とりわけ店舗・事業所に入るときなど人と接する場合は、マスクの確実な着用やマスクをしていても人との間隔を最低 1 m 空けることをマナーとして行うよう改めて呼びかけるとともに、室内においては換気を徹底することなど「うつらない」(自分を守る)、「うつさない」(周囲を守る)、「ひろげない」(地域を守る)ための行動の定着を図る。また、「新型コロナ『デルタ株』と闘う県民共同宣言」に賛同いただいた企業等に対し、今後も感染状況等に係る情報を提供し、一人ひとりの感染対策の強化を図る。

これらの感染を防止するための行動については、感染拡大が懸念されている地域を含め、他県から当県へ来訪した方に対しても周知を図り、必ず自分の健康観察を行い、体調に異変を感じた場合は外出を控え、日々の自己の行動歴について記録しておくことなどについて呼びかけていく。

なお、ワクチンを接種することで、発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果も示唆するデータが報告されているが、その効果は 100% ではないことから、ワクチンを接種した方に対し、可能な限り自分や周りの大切な方を守るために、引き続き感染防止対策を実施するよう呼びかけていく。

〔各部局〕

② 「信州版“新たな会食”のすゝめ」の普及

すべての人に安心して飲食を楽しんでいただくため、会食の際に気を付けていただくことをまとめた「信州版“新たな会食”のすゝめ」を県民に呼びかけ、「新たな日常」にマッチした会食スタイルの普及により、感染防止対策と社会経済活動の両立を図る。

〔産業労働部〕

③ 地域間の往来（帰省、旅行、出張など）

ア 他県への訪問についての呼びかけ（法第 24 条第 9 項）

他県へ訪問される方に、マスクの正しい着用、人との距離の確保、こまめな手洗い・手指の消毒、十分な換気など、基本的な感染防止対策を徹底することを呼びかけるほか、ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨する。また、次のとおり慎重な行動をとることについても呼びかける。

- ・ 感染拡大予防ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。

- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。
- ・ 会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が25.0人を上回っている地域への訪問については、ワクチン接種の有無等によって呼びかけ内容を変更するなど、地域の感染状況等を踏まえた呼びかけを行う。

イ 他県からの来訪についての呼びかけ

帰省や観光で来訪される方に、ワクチン接種を推奨するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等については検査の実施を推奨する。また、特に次の点を呼びかける。

- ・ 来訪前2週間は、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるとともに、体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は来訪を控えることなどの「信州版 新たな旅のすゝめ」に沿った対応を取ること。
- ・ 居住地の都道府県等から出されている外出自粛等の要請を踏まえて来訪について判断すること。
- ・ 来訪中に体調に異変を感じた場合は、外出せず、速やかに医療機関に相談すること。

〔危機管理部・観光部〕

(4) 人の移動が増加する時期を見据えた呼びかけの強化

昨年来、お盆、年末年始、ゴールデンウィーク等人の移動が増加する時期に感染が拡大してきたことを踏まえ、連休等により人の移動が増加する時期を見据え、感染防止対策に係る呼びかけを強化するとともに、帰省者や旅行者に向けた注意喚起を行う。

特に年末年始においては、忘年会や帰省、旅行など様々な活動が集中しないよう分散化への協力を呼びかける。

〔各部局〕

(5) 高齢者など重症化リスクの高い方々を守る取組

高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方の感染を予防するため、市町村等とも連携して、これらの方々への情報発信を強化するとともに、高齢者等の集まる場所の運営者に感染防止に関する注意喚起を改めて行う。

〔健康福祉部・危機管理部〕

⑥ 事業者へのガイドラインの周知を通じた感染防止対策の徹底の要請

事業者に対して、ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止対策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触られる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気、従業員の体調管理等）の徹底を促す。 （法第24条第9項）

特に、対策本部地方部のガイドライン周知・推進チームにより、市町村や関係団体と連携しながら、様々な機会を捉えて個別の事業者への浸透を図るとともに、営業時間の短縮等の要請対象となった店舗等に対しては、重点的な働きかけを行う。

〔各部局〕

⑦ 商店街による取組の支援

集中的なPCR等検査又は営業時間短縮要請等をすることとしたエリアに所在し、感染拡大防止対策や風評被害防止対策に取り組む商店街等の支援を行う。

〔産業労働部〕

⑧ 安心して飲食店等を利用できる環境づくり

適切な感染症対策を実施している飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等について、県が「信州の安心なお店」として認証するとともに、感染対策に必要なCO₂センサー等の資器材の飲食店への配布により、県民が安心して飲食店等を利用できる環境づくりを推進する。

また、安全・安心を確保した先駆的な取組等の情報を発信し、県民による地域店舗等の利用を促進する。

〔産業労働部・営業局〕

⑨ 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援

長野県の事業者が運営するECサイトや、キッチンカー、テイクアウト等「新しい生活様式」に適応した事業に取り組んでいる事業者の情報を発信する「オールNAGANOモール」、「販売機会マッチングNAGANO」等により、販路拡大に向けて支援する。

〔営業局〕

⑩ 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用していただけるよう、利用者に対し、時差出勤、マスクの着用及び会話を控えめにすること等感染防止対策への協力の呼びかけを、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

⑪ 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止対策を徹底するよう要請する。

特に、博物館、美術館、観光施設等においては、必要に応じて施設利用者名簿の作成等による連絡先の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

⑫ 施設・店舗等での陽性者確認時の対応等

施設・店舗等の利用者や従事者等に陽性者が確認された場合、保健所が実施する積極的疫学調査への協力を求める。また、積極的疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表する。

なお、飲食店等においてガイドラインに掲載されているような感染防止対策が適切に講じられていなかったことが、感染の要因と考えられるときは、その旨を公表して感染防止対策の徹底を促すことを改めて周知する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

⑬ 観光地・観光施設における感染防止対策

観光関連事業者に対し各業界におけるガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を依頼するとともに、県内全スキー場の従業員等に対する感染症検査費用の助成、感染防止対策の情報発信や感染が疑われる観光客の医療機関への移動手段確保等、各地域が取り組む安全・安心な観光地域づくりに対し支援を行う。また、県内で実施する修学旅行や合宿において、貸切バス及び宿泊部屋数の追加費用を支援する。

さらに、関係機関と連携・協力して、従業員の体調管理や共同生活における注意事項の周知など、事業所内での感染拡大防止対策を促進するとともに、本県を訪れる観光客に対しても「信州版 新たな旅のすゝめ」を活用し、感染防止対策への協力やワクチン接種の検討を積極的に呼びかける。特に、旅行前2週間の健康観察や感染リスクの高い行動の自粛など、感染を拡げないことに重点を置き、感染防止対策の徹底を図る。

〔健康福祉部・観光部〕

⑭ 高等教育機関における感染防止対策

大学、専門学校等に対し、授業や寮生活等、学内での感染防止対策等の徹底を依頼するとともに、学生の飲み会やカラオケ、課外活動等での感染防止対策の徹底を周知するよう依頼する。

〔県民文化部〕

⑮ 保育所等児童福祉施設における感染防止対策

保育所等の児童福祉施設については、利用者の多くがワクチン接種対象外の年

齢であることを踏まえ、引き続き、手洗い、手指の消毒、換気、三密を避けるなどの感染防止対策の徹底を市町村等に依頼する。

〔県民文化部〕

⑯ 農業分野における感染防止対策

農業関係団体を通じて、農家に対し感染防止対策の徹底を依頼するとともに、特に県外から雇用人材を受け入れる産地においては、市町村やJAと連携し、派遣団体による地域に入る前の事前検査や、従業員の体調管理・共同生活における注意事項の周知を通じ、感染防止対策の徹底を図る。

また、外国人の農業従事者に向けて、多言語により感染防止対策の情報を発信する。

〔農政部・県民文化部〕

(3) ワクチン接種のさらなる促進と追加接種に向けた体制構築

① 初回（1・2回目）接種

発症予防・重症化予防等に効果があるとされているワクチン接種については、予防接種法上の臨時接種期間である令和4年9月末まで、新たに希望する方が接種を受けることができる体制を構築する。

なお、特に若い世代や接種に関する情報が届きにくい外国人等に対する接種が促進されるよう取り組む。

② 追加（3回目）接種

医療従事者等に関する接種を令和3年12月から、高齢者に対する接種を令和4年1月から順次開始する。

なお、2回目の接種日から原則8か月を経過した方が、円滑かつ速やかに接種できるよう、接種体制や接種スケジュール等に関する基本的な考え方等について市町村と協議を行う。

③ 県の役割

県は国、市町村、医師会、医療機関等の関係者間の調整を図り、接種を希望する県民が安心・安全に、落ち着いた環境の中で接種を受けられるように、主として以下の事項を担う。

ア 市町村が実施する接種への支援

県は接種が円滑に進むよう、県の接種会場を設置し、市町村の補完支援を行うとともに、ワクチンの配分、医療従事者等の派遣や市町村間の調整を行う。

イ 職域接種の実施を要請

市町村負担軽減のため、職域接種の積極的な実施を企業等に求める。

ウ 専門的相談体制の確保

ワクチン接種に対する住民の理解を深め、不安を解消するため、ワクチンの効果や副反応等について、情報発信に努めるとともに、ワクチン接種相談センターにおいて相談を受け付ける。

エ ワクチンに関する専門的知見の収集等

医師等で構成する「新型コロナウイルスワクチン接種アドバイザーチーム」により、ワクチン接種に係る留意事項や接種後の副反応等に関し、専門的見地から助言・指導をいただく。

オ 副反応等に対応する医療体制の確保

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対して、接種医などの身近な医療機関からの紹介により、県が確保した専門的な医療機関を円滑に受診できる体制を構築する。

カ 正確な情報発信

県民が安心して接種できるよう、追加接種及び交互接種の必要性、効果や副反応等について、正確な情報発信を行う。

〔健康福祉部〕

3 最悪の事態にも備えた医療・検査体制の確保のための取組《重点2》

(1) 保健・医療提供体制の確保

今夏の感染状況を踏まえ、今後の感染拡大ピーク時の最大療養者数を1,583人と推計し、これに対応できる保健・医療提供体制を整備する。

入院医療については、患者受入病床を確保病床と緊急的対応病床※あわせて653床（うち重症用43床）確保しているところであり、引き続き一般医療とコロナ医療を両立しつつ病床の拡充を図るほか、圏域内で入院できない場合は、調整本部で受入先を広域的に調整する。

なお、25か所指定した後方支援医療機関の活用により、コロナ回復後も引き続々入院治療が必要な高齢者等の一般病床への転床や他の病院への転院を速やかに進め、患者受入病床の効率的な運用を図る。

さらに、療養者数が想定を大幅に上回る等、入院すべき患者が入院できなくなる恐れがある場合は、医療機関に病床の更なる拡充を働きかけるほか、酸素投与が可能な臨時医療施設の設置などを医療関係者と協議していく。

宿泊療養施設については、令和3年9月に6か所目の施設を中信地域に設置し、523人程度のこれまでの受入体制を806人程度まで強化したところであり、引き続き軽症者等を受け入れる体制を維持していく。

また、療養者数が急増する恐れが生じた場合には、7か所目となる施設を開設する予定。

自宅療養については、令和3年7月に「健康観察センター」を設置し、これまで各保健所で実施してきた健康観察業務を専任の看護師が担うとともに、遠隔健康管

理システムを導入することにより健康観察体制を充実させたところであり、引き続き自宅療養者が増加した場合も効果的に対応できる体制を維持していく。また、療養後の症状の遷延（いわゆる後遺症）についての相談に対しても、必要に応じて受診勧奨等を行っていく。

保健所の人員体制については、迅速な積極的疫学調査や濃厚接触者に対する健康観察等を確実に実施できるよう、感染拡大状況に応じた体制を構築していく。

※ 全県の確保病床使用率が 70%を超える恐れが生じる状況となった場合、一般医療を制限し稼働の要請を行う病床

〔健康福祉部〕

（2）検査体制等の整備・拡充

これまで、614 の医療機関を診療・検査医療機関に指定し、13 か所に外来・検査センターを設置し、PCR 検査を実施する県内外の 15 の民間検査機関との委託契約締結を進めるなど、検査能力を飛躍的に増大させ、国の基準にとらわれない積極的な検査を実施するとともに、市町村と連携した抗原簡易キットの配布など、陽性者を早期に発見するための検査を機動的に実施し、感染拡大防止に努めてきた。

今後も、本年 6 月に策定した「長野県新型コロナウイルス感染症 PCR 検査等実施方針」に基づき必要な検査を幅広く積極的に実施するとともに、「ワクチン・検査パッケージ」等の活用に必要となる検査や、感染拡大傾向時に県が要請する無症状者の検査を無料で受けられる体制の整備を進める。

さらに、人流が増すと予想される年末年始においては、感染拡大を抑制するため、ワクチン未接種の帰省者を対象に無料検査を実施する。

〔健康福祉部〕

（3）医療資材・人材の確保等

診療・検査医療機関を含む医療機関に対しては、県としてマスク等の必要な医療資材の需要を把握しつつ、急激な陽性者の増加により緊急に医療資材を必要とする場合に、供給できるよう備蓄を図る。

併せて、各種検査資材等については、国へ安定供給体制の構築を求めていくとともに、市場供給の状況を注視する。

また、人員が不足する医療機関等に対しては、必要な人的支援を機動的に行っていく。

社会福祉施設に対しては、市場で購入が難しい医療資材について県で購入し配付するとともに、感染が発生した場合には県の備蓄から提供する。

また、福祉現場において陽性者が発生し、人的支援が必要な場合には、速やかに他の社会福祉法人からの応援職員を派遣する。

〔健康福祉部〕

（4）医療機関、社会福祉施設等におけるクラスター感染の防止等

重症化リスクの高い方が利用する医療機関や社会福祉施設等における院内（施設内）感染を防止するため、従業者等に発熱等の症状がある場合には、速やかに検査を実施するとともに、院内（施設内）において陽性者が発生した場合には、その接触者に対して幅広く検査を実施する。

加えて、感染警戒レベル4（特別警報I）以上が発出された地域における社会福祉施設従事者等の自主検査に要する費用を補助するなど、感染拡大防止に係る取組を支援する。

また、クラスター感染を防止するため、発生施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣する。

社会福祉施設に関しては、面会を実施する場合の具体的な留意点等を含め、施設内感染の防止策の徹底を周知する。

〔健康福祉部〕

4 県民の皆様の暮らしを支え、感染状況に応じた産業の復興策を講じるための取組《重点3》

（1）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生（After コロナ）フェーズ」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

（2）ワクチン接種等を踏まえた社会経済活動の活性化

基本的な感染対策の継続を前提に、感染が落ち着いている時期には積極的な経済活動を行っていくこと、感染が拡大している時期にあっても「ワクチン・検査パッケージ」等を活用して経済活動を継続することを基本とした「ワクチン接種の進捗等を踏まえた経済活動活性化の取組方針」に基づき、感染拡大防止と経済活動活性化の両立に向けて取り組む。

また、「PCR等検査無料化事業実施チーム」を設置し、ワクチン・検査パッケージ等に係る無料の検査について、枠組みの構築・実施体制の検討を行う。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部・観光部〕

（3）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

地域振興局及び労政事務所に設置している「産業・雇用総合サポートセンター」の開設期間を令和3年度末まで延長し、引き続き事業者が必要な支援を受けられるよう相談や支援策の紹介、申請に係るアドバイス等を行う。また、長野県よろず支援拠点において、各専門分野のコーディネーターが事業者の相談に応じる。

〔産業労働部〕

（4）中小企業の持続可能な経営形態への転換支援

県内中小企業の事業再構築や「新しい生活様式」に対応した低感染リスク型ビジネスに係る取組を支援し、経営基盤強化や持続可能な経営形態への転換を後押しする。

〔産業労働部〕

（5）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等に対して、本格就労に向けた職場体験研修を行うなど、一般の就労支援で就職につながっていない方の就労を支援し、生活資金の確保を図る。

また、「緊急就業支援デスク強化事業（Job サポ）」を継続し、人手不足分野とのマッチングや職業訓練の提案など、引き続き失業者一人ひとりに寄り添った就労支援を実施するとともに、新たに就職困難者専任職員を配置して、地域振興局の求人開拓員や女性就業支援員等と連携した支援体制を確立することにより、離職した子育て中の女性や障がい者などの就労促進を図る。

加えて、引き続きハローワークの求人確保対策本部との連携による求人開拓により民間における新たな雇用の創出を促進するほか、雇用過剰企業と人手不足企業との雇用シェアリングの支援を行う。

さらに、ジョブカフェ信州におけるキャリアコンサルティングや職場実習の支援枠を引き続き拡充し、若年者の職業的自立や非正規雇用労働者の正規就労を促進して、安定した雇用に結びつける。

労政事務所において、事業所から休業手当が支給されない場合に労働者が自ら申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の活用を引き続き支援する。

〔産業労働部〕

（6）信州地域支えあいキャンペーン

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

（7）信州の安心なお店応援キャンペーン

県民が安心して飲食店、宿泊施設、生活関連サービス、娯楽業等を利用できる環境づくりを推進するため、「信州の安心なお店」認証を進め、利用啓発のための情報発信を行うとともに、消費を喚起するプレミアム付きクーポン券の発行やスタンプラリーの実施により、県内経済の活性化を図る。

〔産業労働部・営業局〕

(8) 飲食事業者等支援のための切れ目のない需要喚起

消費者の外食控えや断続的な時短要請により売り上げが落ち込む飲食店等を支援するため、信州プレミアム食事券の発行により、需要喚起を図る。

加えて、コロナ禍で売り上げが落ち込んでいるブライダル事業者を支援するため、感染対策に配慮した結婚式プランに対して助成する。

また、商工会・商工会議所が実施するティクアウト・デリバリーの利用促進のための取組へ支援を行う。

〔産業労働部・県民文化部〕

(9) 特別警報II発出等市町村の地域経済の活性化支援

特別警報IIの発出又は営業時間短縮の要請等のあった市町村が、地域の実情に応じ、地域経済を活性化するために行う事業者支援の取組を支援する。

〔産業労働部〕

(10) コロナ禍の影響により売上げが大きく減少している事業者支援

長期化するコロナ禍の影響により、売上げが大きく減少している中小企業者等を支援するため、国の月次支援金を受給していない事業者に対し、応援金を支給する。

〔産業労働部〕

(11) 観光産業振興に向けた取組

感染状況や国の経済対策の動向を注視しながら、県民向け宿泊割やバス・タクシーを利用した日帰り割、スキーリフト券やアクティビティ商品利用代金の割引、さらに県内全スキー場の従業員等に対する感染症検査費用の助成を実施するとともに、今後は宿泊割の対象エリアを近隣県に拡大することを視野に入れ、観光需要の早期回復を図る。

コロナ感染拡大期においては、将来の観光需要を確保し、県内宿泊事業者等の事業継続を支援するため、前売割や延期割などの施策を実施する。

また、宿泊事業者が実施するコロナ後を見据えた施設改修やツアー造成をはじめとしたコンテンツ開発に要する経費を助成する。

「After コロナ時代を見据えた観光振興方針」において、各地域が目指す方向性として位置付けた「安全・安心な観光地域づくり」、「長期滞在型観光の推進」、「信州リピーターの獲得」の3つの柱に基づき、市町村、観光関係者と一体となり中長期的な視点での観光振興・観光地域づくりに取り組む。

〔観光部〕

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命とくらしを守るため、部局横断で

生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

特に、厚生労働省が公表した自殺統計によると、令和2年の自殺者数は、長野県では若干減少しているものの、全国と同様に女性の自殺者数が増加している。自殺対策を専門に行っているNPO法人等と協力の上、対象を特化した自殺対策の推進を図るとともに、関係部署等との情報共有・連携を図りながら自殺対策に取り組む。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

(13) 農家等の経営継続と県産農産物の消費拡大に向けた取組

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、高収益作物などへの転換に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しするとともに、労働力を必要とする経営体への雇用人材確保に向けた支援を継続して行う。

また、県産米や県産花き等の購入促進のPR、県産農産物の学校給食への食材提供や直売所等での販路拡大の推進などにより、県産農産物の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

(14) 林業事業体の事業継続に向けた取組

林業における雇用の維持を図るため、森林病害虫被害による枯損木の利活用に対する支援や林業労働力のマッチングの仕組みの構築など、林業活動の活性化や林業事業体の事業継続に向けた取組を支援する。

〔林務部〕

(15) 生活を支える公共交通の確保

県民の生活を支える公共交通の維持・確保のため、交通事業者が行う新しい生活様式に適応した利用促進の取組や公共交通の安全・安定的な運行継続等を支援する。

〔企画振興部〕

(16) きめ細かな相談支援の実施等

失業や離職等により生活に困窮する方の住まいの確保や就労先の確保・定着等のため、県が設置する生活就労支援センター「まいさぽ」の体制強化により、引き続き地域の関係機関と連携した、きめ細かな相談支援を行う。

また、「どこに相談したらいいか分からない」、「どんな支援があるか分からない」などの声にお応えし県民の皆様の不安の解消等につなげるための相談を、「新型コロナウイルスお困りごと相談センター」において継続して行う。

さらに、令和3年3月16日に決定された「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策」を踏まえ、生活困窮者に対する支援パッケージをまとめ、県民向けにわかりやすい情報発信に取り組む。

不安や困難を抱える女性に対する緊急支援として、県社会福祉協議会やこども食

堂を運営するN P O法人と連携し、きめ細かな相談支援や生理用品の配布などを行う。

〔企画振興部・健康福祉部・県民文化部〕

(17) 生活困窮者への支援

生活福祉資金特例貸付及び住居確保給付金の申請期間の延長に加え、特例貸付の再貸付が終了した世帯などを対象に、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。

また、生活福祉資金特例貸付に係る償還の負担軽減のため、国の償還免除措置に加え、県独自に償還金の一部を補助することとしており、その実施に向けた準備を行う。

これらの様々な支援策を必要とする方が確実に利用いただけるよう、S N S なども活用しながら県民に向けた周知の徹底を図っていく。

さらに、コロナ禍で生活に困窮する家庭や学生を支援するため、フードバンク実施団体と協働し、県庁舎等でフードドライブを実施し、集まった食料品の配布に協力する。

〔健康福祉部・県民文化部〕

(18) ひとり親世帯の支援

引き続き保健福祉事務所の母子・父子自立支援員等が相談をお受けする等、困難な状況にあるひとり親世帯の支援を行う。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、子育て負担の増加や収入の減少が生じている郡部にお住まい※のひとり親世帯を支援するための「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の給付を行う。

※ 市にお住まいの方については、各市が実施

〔県民文化部〕

(19) 子どもの居場所の支援

With コロナの状況下においても、信州こどもカフェを継続的に運営できるよう、県社会福祉協議会を通じた運営費の支援を行う。

〔県民文化部〕

(20) 多言語及び「やさしい日本語」を活用した情報発信の強化

感染防止対策や早期受診等を呼びかけるため、日本語での情報が届きにくい外国人県民に向け、多言語及び「やさしい日本語」により、市町村や関係団体等を通じ発信する。

また、SNS 等を活用し効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部〕

5 謹謗中傷等を抑止し県民の絆を守るための取組《重点4》

(1) 人権への配慮

患者・陽性者、医療機関や福祉施設等に勤務されている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々、ワクチンを接種しない、あるいは接種できない方々、また、その家族に対し、人権侵害が起きないよう、正確な情報発信や啓発などの取組を行うとともに、感染が拡大している地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々に対する差別や謹謗中傷を行わないよう呼びかける。

また、「新型コロナ謹謗中傷等被害相談窓口」により、謹謗中傷等による被害者を支援する。

〔県民文化部・各部局〕

(2) 謹謗中傷等を抑止し、温かい社会をつくる取組

謹謗中傷等が発生する仕組みや対応についての気づきと示唆を与え、意識変容、行動変容を図って謹謗中傷等を抑止するとともに、陽性者等の気持ちに寄り添い、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ってくることができる地域・社会をつくる取組を、国、市町村、経済団体等及び県民と一丸となって展開する。

〔県民文化部・各部局〕

6 その他重要な事項

(1) 学校における取組

県立学校においては、地域の感染状況等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る県立学校の運営ガイドライン」を徹底することにより、感染リスクを可能な限り低減し、子どもたちの学びを最大限保障する。

なお、児童生徒等に陽性者が発生し、一時的に学校を休業する場合においては、オンライン授業などにより学びの継続を図る。

また、市町村立学校や私立学校についても、各設置者に対して同様の取組をするよう依頼する。

〔教育委員会・県民文化部〕

(2) 県有施設についての取扱い

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止対策の徹底を図りながら運営することを基本とする。なお、感染の拡大が顕著になった場合には使用停止等を検討するとともに、市町村に対しても県と同様の対応を検討するよう依頼する。

〔各部局〕

（3）県以外が主催するイベントに対する要請

令和3年11月25日以降に開催されるイベントについては、以下の基準を遵守するよう要請する。

また、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握することなど、イベントを開催するに当たり必要な基本的な感染症対策の取組等を実施するようイベント主催者等に要請する。

さらに、参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベントを実施するイベント主催者等に対し、感染防止安全計画（以下「安全計画」という。）を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出するよう依頼する。また、安全計画を策定しないイベントについては、感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表するとともに、当該チェックリストをイベント終了日から1年間保管するよう依頼する。

なお、安全計画及びチェックリストの作成等については、別途通知する手続きに沿って行うこととする。

（法第24条第9項）

【イベント開催の目安】

①安全計画を策定し、県による確認を受けた場合

- ・ 人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする。（大声なしの担保が前提。）

②それ以外の場合

- ・ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声での歓声、声援等が想定される場合等。以下「大声あり※」という。）又は100%（大声なし）とする。

※ 「大声」を「観客等が、（ア）通常よりも大きな声量で、（イ）反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

〔各部局〕

（4）県主催イベントの実施のための当面の判断基準

県主催イベントについては、6（3）に記載した「イベント開催の目安」に従い実施する。県としては、民間等が主催するイベントの参考としていただけるよう、感染防止に最大限の注意を払いながらイベントを実施することとする。

なお、イベントの場において濃厚接触者（※）をできる限り生じさせないようにする（例えば、マスクの常時着用が困難な場合には身体的距離を十分に確保する）とともに、参加者に陽性者が発生した場合に濃厚接触者にかかる調査を円滑に実施できるようにする（接触確認アプリのインストールの義務付け、参加者の連絡先の確

認を確実に行う）こと、イベント前後の感染防止についての注意喚起を徹底することとする。

また、集会や会議等の開催に当たっては、年齢や身体の調子等により、多人数が集まる場への参加を控えたい方がいる場合も想定し、予めの意見聴取やリモートによる参加等、直接参加に代わる手段の設定や、不参加も許容されるものであることを周知などを検討する。

急激な感染拡大が生じた場合にあっては、イベントの中止や施設の閉館等を行う必要があり、そうした事態にも常に備えておくこととする。

※ 濃厚接触者とは

「患者(確定例)」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間に接触した者

のうち、次の範囲に該当する者。

○患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者

○適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者

○患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

○その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、

「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

国立感染症研究所 感染症疫学センター

新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(令和2年5月29日版)より

〔各部局〕

（5）避難時における新型コロナウイルス感染症対策の取組

市町村と連携した「信州防災逃げ遅れゼロプロジェクト」の一環として、住民が「3密」を避けた多様な方法による避難ができるよう、避難所への避難のほか、知人・親戚宅への避難を検討することの周知、指定避難所以外のホテル・旅館等の避難先の確保などに取り組む。

〔危機管理部・健康福祉部〕

7 新型コロナウイルス感染症対策の実施体制

（1）新型コロナウイルス感染症長野県対策本部（県対策本部）

- ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。

① 構成

- ・ 本部長：知事
- ・ 副本部長：副知事
- ・ 構成員：教育長、警察本部長、危機管理監・各部局長
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

② 所管事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 県民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

（2）新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部（地方部）

- ・ 地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

① 構成

- ・ 地方部長：地域振興局長
- ・ 副地方部長：地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- ・ 構成員：担当課長等
- ・ 事務局：地域振興局

② 所管事項

- ・ 県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、連絡体制を確認する。
- ・ 連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、体制を整備する。

（3）長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

- ・ 専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会を開催し、意見を聞く。

① 構成

- ・ 学識経験者（医学・公衆衛生分野）、医療関係者
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

② 目的

- ・ 県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要に応じて隨時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聞く。

（4）生活経済対策有識者懇談会

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者懇談会を開催し、意見を聴く。

① 構成

- ・ 法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等
- ・ 事務局：危機管理部

② 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について把握するとともに、その影響の最小化を図るため、必要に応じて隨時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

ワクチン接種の進捗等を踏まえた経済活動活性化取組方針（案）

令和3年11月25日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が進むとともに、医療体制の強化や治療薬の開発が進む中、引き続き、感染拡大に警戒を行いながらも、本県経済の回復を実現するため、様々な活動により、経済の活性化を促す必要がある。

県としては、国や市町村、医療機関や経済・労働団体などと強力に連携し、「感染対策」と「経済活動」を両立させ、県民の「命と健康」と「生活」を守るために、最大限の取組を行っていく。

今後は、ワクチン接種の推進とともに、感染の拡大に備えて、ワクチン・検査パッケージ活用への準備や、検査を無料で受けられる体制整備を進めながら、感染が落ちついている時期、感染が拡大している時期など感染状況に応じた需要喚起策を講じ、感染拡大防止と経済活動の活性化の両立に向けて取り組んでいく。

2 感染対策に資する取組（主な取組）

- (1) ワクチン接種を推進（若者をはじめとする全ての希望者への接種の促進。接種を希望する者が接種を受けやすい環境整備）（2回目接種率目標 85%を達成済み）するとともに、健康上の理由等でワクチン接種を受けられない方等を差別しないメッセージの発信
- (2) 基本的な感染防止対策の継続実施（「新たな日常のすゝめ」、「信州版“新たな会食”のすゝめ」「信州版 新たな旅 のすゝめ」の実践 等）
- (3) PCR検査等の無料検査体制の整備を進め、検査しやすい環境の整備

3 感染対策と経済活動を両立させる取組の方向性

- (1) イベント等
《感染が落ち着いている時期》～《感染が拡大している時期》
感染防止安全計画策定で収容定員での実施可
- (2) 飲食・会食
《感染が落ち着いている時期》
「信州プレミアム食事券」等による官民一体の消費喚起策
《感染が拡大している時期》
「信州の安心なお店」通常営業を可能、ワクチン・検査パッケージにより、利用者の人数上限を設けない
- (3) 県境を跨ぐ移動
〔※過去の長野県の感染は帰省や出張など、県外からの流入により拡大した例
　　が多いため、県境を跨ぐ往来についての呼びかけはさらに検討。〕
《感染が落ち着いている時期》観光需要の喚起策による誘客の促進
《感染が拡大している時期》ワクチン・検査パッケージを活用した観光需要策の継続

4 その他

- (1) 感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、県の判断において、強い行動制限を要請する。
また、まん延防止重点措置区域及び緊急事態措置区域となった場合は、国の対処方針を参考に対応を検討する。
- (2) 取組の具体化の際には、市町村、関係団体等に、丁寧な周知を行い、実施時に混乱が生じないよう努める。

感染状況に応じた経済活動活性化のため取組の目安（案）

具体的な措置等については、感染状況に応じて専門家懇談会及び生活経済対策有識者懇談会に諮ったうえで実施する。なお、感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、県の判断においては、当該取組に間に合わない行動規制を実施する。

国的基本的対処方針にござらわれず、
懸念として時短要請の対象とするかを検討

今夏の感染拡大を踏まえた保健・医療提供体制の整備について

令和3年11月25日(木)
健康福祉部

1 保健・医療提供体制整備の趣旨

- ワクチン接種の効果が期待される一方、今後も感染拡大が反復して起こる可能性があることから、一般医療とコロナ医療の両立を図りつつ、感染拡大の最悪の事態を想定した療養体制を整備する。

【想定する最大療養者数】

約1,583人／日（今夏の最大の療養者数1,107人／日の1.43倍相当）

【想定する療養先別人数】

入院479人（今夏の最大279人）、宿泊療養740人（同331人）、自宅療養364人（同406人）

2 想定する最大療養者数（1,583人）までの療養体制

(1) 入院医療体制

- 患者受入病床を確保病床と緊急的対応病床あわせて653床確保。（9月9日現在の608床から45床増床）
- 一部医療圏で一般医療とコロナ医療の両立のため病床区分を再編。（一部、確保病床から緊急的対応病床に役割変更をしたため、確保病床数は9月9日現在の529床から513床※に減少、緊急的対応病床は79床から140床に拡充）
- 緊急的対応病床については、確保病床使用率が全県で70%を超える恐れが生じたとき、一般医療を制限し稼働を要請。

※12月1日から確保病床使用率の分母を変更する

(2) 宿泊療養体制

- 現在6施設806部屋を運用。自宅療養者を最小化するため、療養者数が1,100人（想定療養者数の7割）を超える恐れが生じたとき、宿泊療養施設を1か所（120部屋程度）増設。

(3) 自宅療養体制

- 感染拡大時には「健康観察センター」の看護師と事務職員を増員して健康観察を強化。
- 今後、経口治療薬が国内で実用化された際、適切かつ迅速に提供できるよう、対応する薬局をリスト化。

3 想定の療養者数（1,583人）を超える恐れがある場合の対応

(1) 入院医療体制

- 想定する要入院者数に対応できる病床数（599床）を54床上回る病床数を確保しているが、病床の逼迫状況により、緊急的対応病床の拡充や入院待機施設等の臨時医療施設の設置を医療関係者と協議。
- 医療人材の確保は、人材派遣の活用のほか、病院に感染症法に基づく協力要請を実施。
- 重症者用病床（43床）の使用率が50%を超えた場合、医療機関に重症者用病床の拡充を要請。

(2) 宿泊療養体制

- 軽症・無症状の患者が入所できない場合は、宿泊療養施設を更に増設。

(3) 自宅療養体制

- 地域における電話診療等の実施について、対応可能な医療機関に相談・依頼。

自治体名	長野県
------	-----

①今夏の感染拡大時の状況		
	7月以降9月末までの最大値※	日付
(1) 1日当たり新規陽性者数	158人	8月18日
人口10万人当たり	7.7人	8月18日
(2) 療養者数	1,107人	8月27日
(3) 入院者数	279人	8月29日
うち重症者数	7人	8月30日
(4) 宿泊療養者数	331人	8月19日
(5) 社会福祉施設等療養者数	2人	8/22～9/25
(6) 自宅療養者数	406人	8月28日
(7) 療養先調整中の人数	245人	8月27日
うち入院先調整中の人数	0人	-
(8) 確保病床数	529床	9月9日から
重症者用確保病床数	43床	9月9日から
(9) 確保病床使用率	55.7%	8月29日
重症者用確保病床使用率	16.7%	8月30日
(10) 確保居室数	806室	9月8日から
(11) 確保居室使用率	63.3%	8月19日
(12) 陽性判明から保健所・医療機関等による最初の連絡までに要した日数（最大値）	1日 <small>（原則当日。夜間判明時は翌朝連絡する場合がある）</small>	-

※日次で把握しているものについては日次、把握していないものについては週次（療養状況調査）の数値を記入すること。

※それぞれの数値について、推移を表すグラフ等の参考資料を添付すること。

②想定する感染拡大のピーク時における最大値		
(1) 1日当たり最大新規陽性者数	226人	
(2) 最大療養者数	1,583人	
【想定する感染拡大のピーク時の入院率】	30.3%	
【算定に当たっての考え方】		
最大療養者数 = 1日当たり最大新規陽性者数 × (今夏の療養者数の最大値／今夏の新規陽性者数の最大値)		
1日当たり最大新規陽性者数は今夏の最大値の1.4282倍※生じると見込む		
※首都圏の影響を同程度受ける6県の今夏の最大値の平均を利用して算出（6県=群馬、新潟、富山、石川、山梨、長野） (人口10万人あたりの新規陽性者数の6県平均 61.9人／長野県 43.34人 = 1.4282)		
(3) 最大要入院者数	479人	
【算定に当たっての考え方】		
最大療養者数 × (今夏の入院者数の最大値／今夏の療養者数の最大値) × 高齢者の感染割合の上昇分※		
※高齢者の感染割合の上昇分を2割見込む		
(4) 最大宿泊療養者数	740人	
(5) 最大自宅療養者数	364人	
うち有症状・急変対応が必要と見込まれる人数	36人	

③想定する感染拡大のピーク時に向けた体制の確保	
(1) 最大必要病床数	599床
※念頭に置いた最大病床稼働率	80%
うち重症者用病床数	15床
※念頭に置いた最大重症者用病床稼働率	80%
(2) 最大確保病床数	653床（確保病床513床 + 緊急的対応病床140床）
うち重症者用病床数	43床
(3) 臨時の医療施設の必要定員数	0人
(4) 入院待機施設の必要定員数	0人
(5) 最大確保居室数（宿泊療養施設）	926室
(6) パルスオキシメーターの足下確保数	1,750台
〃 追加で確保が必要な数	0台
〃 予定確保期限	0台
(7) 酸素濃縮装置の足下確保数	0台
〃 追加確保予定数	0台
(8) 自宅療養者等の健康観察・診療で連携する医療機関数	51か所（入院可能施設）
(9) 有症状等の自宅療養者等の治療に関与する医療機関数	51か所（入院可能施設）
〃 訪問看護ステーション等数	0か所
〃 薬局数	51か所（入院時の院内処方）
(10) 自宅療養者等の治療体制により対応可能な患者数	321人（入院可能施設）